

## ～自動販売機（飲料）設置事業者の募集について（お知らせ）～

下記のとおり、自動販売機（飲料）の設置事業者を募集します。

平成30年2月6日

長崎県立長崎鶴洋高等学校寄宿舎運営協議会会長  
田川 亘

### 記

#### 1 設置場所（設置可能台数）

寄宿舎玄関（2台）

#### 2 設置期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

#### 3 申込資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあつては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し、未納がないこと。

#### 4 申込

希望される方は、事前に申込書等の配付を受け、定められた受付期間内に必要書類を事務室へ提出してください。

＜申込書等配付期間・受付期間＞

平成30年2月6日（火）～平成30年3月2日（金）

#### 5 設置事業者の決定方法

自動販売機業者選定委員会により、提出書類を総合的に評価・審査し、設置事業者を決定します。

#### 6 その他

現場説明は実施しませんので、現況をご自身で確認して申し込んで下さい。